

持込キャンペーンの溶解処理に関する利用規約

お客様（以下、甲という）と株式会社ワタコー（以下、乙という）は、
機密文書（紙媒体に限る）の溶解処理業務（以下、本業務という）について、以下の通り規約する。

（本業務の内容）

第1条 甲は乙に対し、甲が廃棄する機密文書を収集し、溶解処理業務を委託し、
乙はこれを受託する。

（収集、保管、搬送及び処分の方法）

第2条 ① 乙へ宅配等で送られてきた機密文書、又は甲が直接持ち込んだ機密文書を
収集し、保管もしくは直接乙所有の機密文書専用輸送車で製紙工場へ搬入する。
尚、持ち込みと宅配は乙の指定した日にちと時間を厳守する事とする。
又、乙到着以前の事故に関しては、乙は一切の責任を負わない。

※乙から甲へ「搬入証明書」を発行するものとし、甲はそれを印刷、又は
ダウンロードして保管するものとする。

- ② 甲は乙に、ダンボール箱を単位として引き渡しを行い、甲は、乙社員に限り
ダンボール箱内の内容確認を許すものとする。
又、甲はダンボール箱の梱包（ガムテープ）は厳重に行うこととする。万が一、
乙到着時に破損・梱包の開いた物がある場合は一切受け付けないものとする。
その他、紙以外の物（弊社の定める禁忌品など）の大量混入が認められた場合、
乙は甲にそのすべてを返却する事が許されるものとする。
その際の返却費用は甲の負担とする。
- ③ 乙は機密文書を保管する自社倉庫について、施錠し適宜巡回する等により、
盗難等機密文書の倉庫外流失の防止に万全を期するものとする
- ④ 本業務は、乙の責任に於いて乙が指定する製紙会社で行う。
- ⑤ 本業務終了後、乙は製紙会社発行の「甲の含まれた溶解証明書」を保管し、
甲が必要とする場合はそのコピーを請求する事ができる。ただし1枚につ
き200円（税抜き）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は規約から生じる権利、義務を第三者に譲渡、継承及び担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第4条 乙は機密文書の収集、保管、搬送業務を第三者に再委託したり、もしくは、請け負
わせたりしてはならない。

(機密の保持)

- 第5条 1. 乙は本業務の遂行に当たって発生する全ての情報の秘密を厳守し、第三者に対して売却・提供・漏洩を行ってはならない
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外される。
- (1) 相手方からの知得時に既に公知の情報または相手方から知得後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの。
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの。
- (3) 相手方から当該情報を知得した時点で既に保有していた情報であるもの。
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に開発した情報であるもの。
- (5) 法令、ガイドライン等に基づいて裁判所、行政機関その他公的な役割を有する機関から開示を命ぜられたまたは求められて提供した情報であるもの。

(セキュリティ事故発生時の対応)

- 第6条 乙は、機密保持に支障を生じる恐れのある事実を知った時は、その事実の帰責のいかんにかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅延なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出するものとする。
- また、事故が発生した場合は、甲と乙は共同で原因を特定、除去すると共に再発防止のための予防処置を講じるものとする。

(損害賠償)

- 第7条 乙が機密文書を第三者に開示又は漏洩した時には、甲は乙に対して損害賠償及び甲が必要と認める措置を求めることができる。
- また、乙が本規約の条項に違反した場合、甲は勧告を要せず直ちに本規約の全部又は一部を解除することができる。

(処理費用)

- 第8条 1箱の溶解処理費用はHP記載の規定サイズ以下であれば箱単価 500 円（税抜き）とし、当社までの運送費用は甲の負担とする。

(巡視)

- 第9条 甲は乙に引き渡した機密文書が、この規約に則り適正に処理・保管される事を確保する為、随時、乙及び溶解・再生製紙会社の作業場又はその他の関係経路を巡視できることとし、乙はその巡視に協力するものとする。

(監査)

- 第10条 乙は甲の社員及び甲の指定する者が乙の社内に立ち入り、本業務の遂行状況を検査する権限を認め、かかる検査を受け入れ協力するものとする。

(規約期間)

第 11 条 規約の有効期間は、規約同意後の日より 3 ヶ月とする。

(反社会勢力の排除)

第 12 条 甲及び乙は、自身及びその関係者が、現在及び将来にわたって暴力団関係者（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないことを表明し、保証する。

甲及び乙は、相手方又は本契約に係る業務を代理若しくは媒介する者が暴力団関係者であることが判明した場合は、催告その他の手続きを要することなく直ちに本規約を解除することができる。

(協議事項)

第 13 条 規約に定めない事項については、甲乙誠意を持って協議するものとする。

(管轄裁判所)

第 14 条 規約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

(附則)

第 15 条 乙は、甲から引き渡しを受けた機密文書が溶解処理されるまで、甲の所有に属することを確認する。

以上の内容を確認の上、同意する場合のみ同意をチェックするものとする。

これによって、本規約の締結の証と定める。

株式会社 ワタコー

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里 2-39-4

代表取締役 渡邊 孝夫